

益田市観光振興計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

益田市観光振興計画策定委託業務

2 業務目的

人口減少や少子高齢化に直面する我が国において、観光は地方創生の切り札とも言われており、地域社会と地域経済に好循環を生む持続可能な観光地域づくりが求められているほか、近年全国的にインバウンド需要の急増、旅行形態、価値観の変化などの様々な要因により、観光の市場が大きく変化している。

また、益田市においては、平成 27 年度に策定した「益田市観光振興・MICE 誘致計画」以降、「益田市総合振興計画」の中に観光振興に関する目標値等を定めて今日まで観光振興を図ってきたが、昨年度、益田市においても観光地域づくり法人（DMO）が設立され、データに基づく明確なコンセプトのもと官民連携により様々な施策が推進され始めようとしており、益田市として今後の観光振興等の具体的施策を含めた観光振興計画の策定が求められている。

そこで、益田市の観光における現状、課題について整理するとともに観光の目指すべき姿を設定し、観光に携わる行政、観光協会、地域の事業者、そして地域住民等の役割と、その目標達成に向けて官民が一体となって取組を進めるための観光振興計画を作成するものである。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(2) 契約限度額

本業務の契約限度額は、5,687,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 担当部局（提出先・問い合わせ先）

益田市産業経済部観光交流課（板井、廣兼）

〒698-0024 益田市駅前町 17-1 益田駅前ビル EAGA 1 階

電話：0856-31-0331

Fax：0856-23-4655

Email：kouryu@city.masuda.lg.jp

5 参加資格

(1) 参加資格は次のとおりとする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者で

あること。

- ② 島根県内に本社を有すること。
- ③ 令和7年～令和9年度益田市の入札参加資格の名簿に登録している者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 過去6ヶ月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- ⑦ 破産法（平成15年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日まで）において、島根県内の地方公共団体発注の観光計画と同種の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。
なお、本業務における同種の業務とは、観光計画、観光戦略、観光振興計画、観光基本計画とする。

6 スケジュール

内容	日程
ホームページ掲載	令和7年8月1日（金）
参加表明書等の受付期間	令和7年8月1日（金）～令和7年8月18日（月）17時必着
質問書受付期間	令和7年8月1日（金）～令和7年8月8日（金）正午必着
質問書回答	令和7年8月12日（火）
企画提案書等提出期限	令和7年8月20日（水）正午必着
1次審査（書類審査）	令和7年8月22日（金）
2次審査	令和7年8月28日（木）予定
結果通知	令和7年8月29日（金）予定
契約締結	第2次審査終了後速やかに

7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類等

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ② 会社概要（様式2）
 - ③ 業務実績（様式3）
 - ④ 誓約書（様式4）
- (2) 提出部数
各1部（提出書類は全てA4版縦、横書き、ファイリングにより提出すること。）
- (3) 提出先
益田市産業経済部観光交流課（前記4参照）
- (4) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
- (5) 提出期限
令和7年8月18日（月）17時必着（郵送の場合は8月18日（月）17時まで必着とする。）

8 質問の受付及び回答

- (1) 提出期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月8日（金）正午必着
- (2) 提出方法 ファックス又は電子メールにより、質問書（様式5）を添付して提出すること。
なお、提出後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
- (3) 提出場所 益田市産業経済部観光交流課（前記4参照）
- (4) 回答方法 令和7年8月12日（火）までに、本市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類（応募書類については、益田市ホームページにてダウンロードできます。）
- ① 企画提案書表紙（様式6）
 - ② 業務実施体制（様式7）
 - ③ 業務実施スケジュール（任意様式）
 - ④ 企画提案書（任意様式）
 - ⑤ 見積書及び見積内訳書等（任意様式）
- (2) (1) ⑤企画提案書に係る作成要領
- ① 用紙はA4版縦、横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
 - ② 表紙を除いて10枚（20ページ）以内で両面印刷とする。
必要に応じA3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。
 - ③ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- (3) 提出部数
正本1部、副本6部
※正本、副本ともに応募書類及び添付書類を一式ファイリングし提出すること。
※正本及び副本には、ページ番号を記載してください。

(4) 提出期限等

- ① 提出期限 令和7年8月20日(水)正午必着
- ② 提出曜日 祝祭日を除く月曜から金曜まで
- ③ 提出時間 8時30分から17時15分まで
- ④ 提出場所 益田市産業経済部観光交流課(前記4参照)
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

10 評価方法及び契約候補者の特定

(1) 選定委員会

本市が別に定める「益田市観光振興計画策定委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が審査を行う。

(2) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を別紙「評価基準」(1)、(2)及び(3)で示す評価基準に基づいて審査し、提案者が5者以上の場合、高い評価を得た提案者から順に5者を選考する。

- ① 実施日 令和7年8月22日(金)予定

(3) 第2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査により選考された者が企画提案についてプレゼンテーションを行う。

- ① 実施日時等 日時：令和7年8月28日(木)の14時から(予定)
場所：益田市立市民学習センター 202号室 ※ 詳細は別途通知する。
- ② プレゼンテーション所要時間
1提案者につき、30分以内とする。
 - ・プレゼンテーション 20分以内
 - ・審査委員からの質疑 10分以内

③ 注意事項

- ・会場への入場者は1提案者あたり3名までとする。
- ・パワーポイント等を使用する際は、企画提案書提出時に連絡すること。なお、その時はパソコンは提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンについては本市が用意する。
- ・プレゼンテーション審査20分前までには、所定の場所で待機すること。指定時間に遅れた場合は失格とみなす。(止むを得ず遅れる場合は、20分前までに連絡を入れること。)
- ・プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」による。

(5) 契約候補者の特定

- ① 提出された提案書及び提案者によるプレゼンテーション内容について審査し、第1次審査及び第2次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立する。

- ③ 選定委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（400点）の5割（200点）を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、選定委員会において審議することとする。
 - ④ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者（最低基準を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続きを行う。
 - ⑤ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の業務見積価格において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員会の合議により優先者を決定する（第1次審査を実施した場合の特定についても同様とする。）
- (6) 審査結果の通知
- ① 第1次審査
参加者全員に対し、審査結果を電子メール及び書面（様式8）により通知する。
 - ② 第2次審査
参加者全員に対し、審査結果を電子メール及び書面（様式9）により通知する。

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書金額が契約限度額を超過したもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合

1.2 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約限度額の範囲で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位者から順に繰り上がるものとする。
 - ① 提案資格または提案内容が無効になったとき
 - ② その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1.3 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から17時15分まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出後の参加表明書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更については、観光交流課から指示のあった場合を除き原則として認めないものとする。

(4) 提出書類は返却しない。また、契約候補者の選定の目的以外には使用はしないものとする。

(5) 益田市行政情報公開条例（平成 11 年益田市条例第 1 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

(6) 審査の内容についての問い合わせには一切応じない。

評価基準

評価項目	配点	評価基準
(1)業務実績	10	① 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。
(2)実施体制	5	①業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、業務に関する信頼性や高い遂行能力が期待できるか。
(3)見積金額	10	①業務内容に係る経費が適切かつ妥当な価格であるか。
(4)企画提案の内容	60	①仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な提案になっているか。 ②国や県の動向を適切に把握し、かつ本市の地域特性や現状を考慮した提案となっているか。 ③事業スキームが適切に整理されているか。 ④提案内容が実現可能なものとなっているか。 ⑤提案内容に優れた工夫や独創性がみられるか。 ⑥業務スケジュールは適切であり、実現性のあるものであるか。
(5)取組意欲及び コミュニケーション能力	15	①業務を実施する上での現状や課題を把握し、積極的に取組む姿勢がみられるか。 ②質疑による対応状況や的確性、意見交換によるコミュニケーション能力がみられるか。
合計	100	